

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月7日

照会部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

照会作成者 (グループ長) 新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 谷

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000 本部受付番号 No.2011-80

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届の起算月について(その1)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚年適用 IV-I 被保険者報酬月額変更
厚生年金保険法第23条 健康保険法43条

(内容)

身分変更にともない、基本給が下がり残業手当が加算されるようになるという賃金体系の変更があった場合について、隨時改定の起算月をご教示下さい。

<事例>

1月1日付身分変更 基本給：当月払 残業手当翌月払い

支払月	基本給	残業手当
1月	1月1日～1月31日	12月以前は役員のため残業手当無し
2月	2月1日～2月28日	1月1日～1月31日

<対応案>

【疑義回答 2010-1110】において、隨時改定の起算月については『一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金の反映された報酬が支払われた月を起算』とすると示されています。当該事例について、固定的賃金の変動を「身分変更に伴う賃金体系の変更」ととらまるか、「基本給の変更」及び「残業手当の新設」をそれぞれ別個のものととらまるかにより、2月を起算月とする扱いとするのか、1月、2月それぞれを起算月とするのかが、違ってくると思慮されます。本事例について、身分変更というひとつの契機により基本給の変更及び残業手当の新設が必然的に同時に起こるものであり、2月を起算月とする扱いが妥当であると思慮します。

(本部回答)

ご照会の事例については、1月及び2月のそれぞれを起算月として取り扱います。

(参考) 平成25年6月7日付【厚年指2013-119】随時改定の事務取扱いにかかる事例集及びQ&A Q2-7

回答日 平成22年2月21日(H25.6.7修正)
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	岡村
----------------------------------	----

(回答提供先)

O					O
機構 L A N 掲載	相談 セ ン タ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載